

監査公表第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項の規定に基づき随時監査(工事監査)を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成28年(2016年)2月15日

彦根市監査委員 若林 忠彦

彦根市監査委員 馬場 和子

随時監査(工事監査)結果

1 監査の対象工事

大藪浄水場受変電設備更新工事

2 監査の期日

平成27年12月18日

3 監査の方法

平成27年度において施工中の建設工事の中から抽出した上記の工事について、その設計、施工、監理等が、適切かつ効率的に執行されているかどうかについて、関係書類を調査するとともに、工事現場の現地調査を行った。

なお、実施に当たっては、公益社団法人 大阪技術振興協会との工事技術調査業務委託契約に基づき、技術士の派遣を求め監査した。

4 監査の結果

本工事技術調査の結果、事務手続き及び計画・設計・施工監理を規定等に基づいて適正に執行されている。また、事業組織における業務管理能力の保持・向上を図る等、本工事实施目的を十全に実現していることを確認したが、これらは担当課の事業実施成果と評価でき、全体としておおむね良好に執行されているものと認めた。

なお、工事進捗状況は、10月30日現在において実施出来高76.8%であった。

今後とも、より一層効果的な水道事業監理を図るため、運用開始後に発生するかもしれない故障等への対応に関する請負契約者との合意形成が求められる。それらのことから相互承諾の上で適切な全体工事竣工前運用が図られるよう、関係規定等に明示して適切に措置するよう望まれる。